

住所を異動された方の投票について(お知らせ)

平成27年4月12日(日)に、滋賀県議会議員一般選挙が行われます。
住所を異動された方は、投票の場所等が変わることがあります。
次の表により、投票手続についてお間違えのないようにしてください。

届出の別		届出の日		投票の可否	備考
転入届	県外からの転入	平成27年 1月 2日以前		新住所地で投票	
		平成27年 1月 3日以後		投票できません	
	県内の市町から転入	平成27年 1月 2日以前		新住所地で投票	
		平成27年 1月 3日以後	平成26年12月 3日以前に 前住所地を転出	投票できません	
平成26年12月 4日～11日に 前住所地を転出	一定期間、前住所地で期日前投票(注2)		引き続き滋賀県内の市町に 住所を有する旨の証明書が 必要(注3)		
平成26年12月12日以後に 前住所地を転出	前住所地で投票(注1)				
転出届	県外への転出			投票できません	
	県内の市町への転出	平成27年 1月 2日以前に新住所地へ転入届		新住所地で投票	
		平成27年 1月 3日以後 に新住所地へ転入届	平成26年12月 3日以前に 前住所地を転出	投票できません	
			平成26年12月 4日～11日に 前住所地を転出	一定期間、前住所地で期日前投票(注2)	引き続き滋賀県内の市町に 住所を有する旨の証明書が 必要(注3)
平成26年12月12日以後に 前住所地を転出	前住所地で投票(注1)				
転居届	(市町選挙管理委員会にお問い合わせいただき、該当する投票所で投票してください。)				

(注1) 前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

(注2) 期日前投票をする日現在で前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

転出から4か月が経過しますと前住所地の選挙人名簿から抹消されますので、投票することはできません。(例えば、12月5日に前住所地を転出された方は、4月6日以降は投票できません。)

また、不在者投票はできません。

(注3) 投票の際、引き続き滋賀県内の市町に住所を有する旨の証明書を提示しなければなりませんので、投票する日までにいずれかの市町の住民課(市民課等)の窓口に出向いておいてください。

* その他詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。*